

## 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名)        | 作成年月日     | 直近の更新年月日 |
|------|----------------------|-----------|----------|
| 人吉市  | 藍田地区A<br>(西間上町、西間下町) | 令和4年2月14日 | なし       |

### 1 対象地区の現状

|   |          |
|---|----------|
| ①地区内の耕地面積   | 26.57 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計                                    | 23.76 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計   | 11.29 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計   | 9.35 ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計  | 0.37 ha  |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計                                       | 0.32 ha  |
| (備考)<br>アンケート調査(1回目) : 令和元年12月～令和2年5月<br>アンケート調査(2回目) : 令和3年10月～令和3年11月 |          |

### 2 対象地区の課題

|  |
|--|
| アンケート回答があった耕作面積のうち70歳以上の耕作面積は、47.52%を占めている。<br>今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、9.03ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。<br>耕作者の高齢化や担い手不足により、鳥獣被害が増加しており、今後、管理不足による耕作放棄地の増加が見込まれる。<br>基盤整備地はなく、狭地や不整形地が多い。 |
|--|

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|  |
|--|
| 農地利用については、認定農業者等の中心経営体を優先し、集積・集約化を促進する。<br>受け手が見つからない農地については、入作の受け入れにより対応する。 |
|--|

#### (参考) 中心経営体

|   | 農業者数  | 現在の経営面積 | 今後引受け意向の面積 |
|---|-------|---------|------------|
| 計 | 6 経営体 | 6.96 ha | 7.28 ha    |

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

中心経営体の予期せぬトラブルにより、耕作が継続困難となった場合に農地の一時保全管理や新たな受け手への貸付を進めることができるよう、農地の貸借は、出し手・受け手にかかわらず、口頭契約ではなく、農地中間管理機構や農業委員会を活用し、利用権設定を行う。

水田については、国・県・市の各種補助事業(例:経営所得安定対策事業)を活用し、収益向上(二毛作の実施、高収益作物の導入)を図る。  
また、水稲作付を中心としながらも、振興局、JAと連携して新規作物を検討・導入する。

西間下町岩川内地区においては、西間下町岩川内営農改善組合(平成31年設立)の組合員が農地の保全管理及び農地の利用調整を行う。

有害鳥獣(イノシシ、シカ等)対策として国・県・市の補助事業の活用を検討し、侵入防止柵(電気牧柵)の設置・維持管理を行う。

5年後、10年後、貸付等の意向が確認された農地は、36筆、22,771㎡(貸付:7,945㎡、売渡:14,826㎡)となっている。